

## 「伊勢市議会基本条例（案）」パブリックコメント実施要領（案）

伊勢市議会では、平成 22 年 7 月 14 日から議会のあり方調査特別委員会 条例等検討分科会（平成 28 年 7 月 12 日以前は議会改革特別委員会）において、開かれた議会を目指し議会改革を進めてまいりました。その一環として、議会や議員の責務などを定める「伊勢市議会基本条例」の制定に向けて協議をしています。このたび、条例案を作成しましたので、この案に対して皆様からの意見を募集します。

### ◆意見を募集する案件

伊勢市議会基本条例（案）

### ◆条例(案)の縦覧期間

平成 29 年 7 月 14 日（金）から 平成 29 年 8 月 14 日（月）まで

### ◆意見を提出できる方

- ア 伊勢市に住所を有する方
- イ 伊勢市に事務所又は事業所を有する方
- ウ 伊勢市に存する事務所又は事業所に勤務する方
- エ 伊勢市に存する学校に在学する方
- オ 伊勢市に対して納税義務を有する方
- カ 本案件に利害関係を有する方

### ◆意見の提出方法

所定の様式（本用紙裏面）に、住所・氏名・電話番号・意見等を記入し、以下の①～④のいずれかの方法で提出してください。（任意の様式でも結構です）

- ①直接持参 伊勢市小俣総合支所 3 階 議会事務局
- ②郵送 〒519-0592 伊勢市小俣町元町 540 番地 伊勢市議会事務局宛
- ③ファックス 0596-21-5631
- ④Eメール [gikai@city.ise.mie.jp](mailto:gikai@city.ise.mie.jp)

※意見募集は、伊勢市議会ホームページでも行っています。

※電話での受付、意見提出者への個別の回答はいたしません。

※いただいたご意見についての回答は、伊勢市議会ホームページなどで公表します。

### ◆意見の提出期限

平成 29 年 8 月 14 日（月）必着 でお願ひします。

### お問い合わせ先

伊勢市議会事務局

TEL 0596-21-5630 FAX 0596-21-5631

# 伊勢市パブリックコメント 意見提出様式

意見提出日 年 月 日

氏名 (法人名称・代表者氏名)	
住所 (法人所在地)	〒  ア 伊勢市内へ居住・通勤・通学している イ 本案件に利害関係がある (具体的に： )
電話番号	
案件名	伊勢市議会基本条例（案）
意見内容	

※ご意見の提出は任意の様式でも構いません。ただし、上記と同様の内容をご記載の上、ご提出ください。